

## 「ロックアウト」事件顛末記

——近代イギリスにおける下級官の就業時間について——

水 田 大 紀

はじめに

本稿では、一八九一年一月にイギリスの通信省貯蓄課 (the Savings Bank Department, General Post Office) で発生した「ロックアウト (“Lock-out”）」事件について分析し、それを通じてヴィクトリア時代における下級の政府職員の生活史の一端を明らかにする。この事件は同課の下級官 (Second Division Clerks) の半数にあたる約二二〇名の男性職員が上司から申し渡された就業時間外での仕事を辞退した結果、無期停職処分<sup>(1)</sup>に処せられた出来事である。下級官とは、人事委員会 (Civil Service Commission) により課された試験に合格し、諸官庁において「機械的作業」を担当した政府職員である<sup>(2)</sup>。

事務労働の女性化傾向について研究したサミュエル・コーンは、この事件を通信省職員により起こされた、ジェンダー問題に端を発する唯一のストライキであり、一八八〇年代にロンドンの電信技手が起こしたストを模倣したものであると考<sup>(3)</sup>えた。彼によれば、「ロックアウト」事件は残業問題にかこつけて、女性職員から既得権益を守ろうとする男性職員の抵抗であり、最終的には通信省上層部が掲げる女性雇用の圧力の前に敗北した闘争であった。

しかし同事件は、男性職員対女性職員、上司対部下のような二項対立的な構図だけで十全に理解できるほど、単純な出来事ではなかった。なぜなら、通信省では既にそういった問題について、解決への様々な試みが行われていたからである。では、なぜこの事件は大量の処分者を出すような「大事」になってしまったのだろうか。この問いに答えるため、事件を詳細に分析し、それを通じて官僚制度改革後に下級官たちが置かれた状況を検討していく。

## 一・事件の背景

まずは「ロックアウト」事件の背景として、官僚制度改革の展開について説明する。イギリスでは一九世紀前半の社会改革の流れを受け、一八五〇年代以降、官僚制度の改革が漸進していった。<sup>3</sup> マコーリー (Thomas Babington Macaulay) やノースコート (Stafford Northcote)、トレヴェリン (Charles Edward Trevelyan) によって提案された改革の流れは、徐々に議会でも関心を集め、一八七〇年代のプレイフェア委員会<sup>4</sup>、一八八〇年代後半のリドリー委員会の調査・提言を経て、制度の近代化を目指して進んでいったのである。<sup>5</sup>

一八八〇年代半ばにおいて、政府職員の人件費は一八四〇年代の二倍以上に膨れ上がっていた。<sup>6</sup> そのため、不当な支出を防ぎ、効率的な予算の運用を目指す制度が求められた。<sup>7</sup> その結果、リドリー委員会は、下級官に関する三つの大きな課題に取り組みこととなった。その三つとは、昇進の基準、就業時間の規定・統一、人件費削減に関する問題であった。

このうち、「ロックアウト」事件に関係したのが、特に就業時間の問題であった。<sup>8</sup> 改革により就業時間が規定・統一されたことは、例え特別手当がつくにせよ、慣例的に行われていた時間外労働（いわゆる残業）を一種の義務から解放放ったのである。この意味で「ロックアウト」事件は、一九世紀半ば以降の官僚制度改革の結果として発生したといえる。そこで次に、就業時間をめぐる問題がどのように事件につながっていったのかを確認するため、

事件の展開を当時の公文書や新聞報道から再現してみることにする。

## 二．事件のあらまし

通信省貯蓄課での「ロックアウト」事件は、リドリー委員会の改革案が大蔵省草案や枢密院令として施行された直後に起きた。事件の発端となったのは、一八九一年一月二日金曜日の午後に起こった、とある出来事であった。新年を迎え、貯蓄課の下級官たちの業務は例年通り、多忙を極めていた。彼らの机には「預金通帳が山と持ち込まれ、それらの利子を計算し差し引きの確認をせねばならなかった。課には既に四万冊もの預金通帳が持ち込まれていた」<sup>(9)</sup>。この年、通信省の次官 (the Secretary of the General Post Office) を勤めるアーサー・ブラックウッド (Sir Arthur Blackwood) <sup>(10)</sup> には頭の痛い問題があった。それは業務の進行がかなり遅れており、深刻な人手不足に陥っていたことであった。<sup>(11)</sup>

それもあってクリスマス前、ブラックウッドは貯蓄課の下級官たちに年明け早々に残業をするよう要請した。しかし、年初めの忙しい時期に残業に志願するような人材は十分には確保できなかった。<sup>(12)</sup> 彼は貯蓄課以外にも声をかけ、貯蓄課で年明け三ヶ月間だけ残業を請け負う職員がいなか募集した。<sup>(13)</sup> しかし返ってきたのは「本課職員の多くは通常業務に手一杯で、既に残業をせねばならない状態であり、そちらのご要望で言及されていた時間外労働に就きたいと願う出る者がいるか確約しかねる」というものであった。<sup>(14)</sup>

ブラックウッドは一月二日に再び、続命あるまで下級官を一日最低二時間の残業に強制的につけるよう、貯蓄課の監督官コンプトン (E. Compton, the Comptroller) に要請した。しかし返答は同じく、貯蓄課の下級官で残業を引き受ける者は見当たらないというものであった。<sup>(15)</sup> 加えて、ブラックウッドの要請が同課に届いたのは、規定されていた就業時間の終了間際であった。<sup>(16)</sup> そのため、二百名を越える貯蓄課の下級官たちは突然の通告を丁重に断って

帰宅したのであった。<sup>(18)</sup>この要請辞退を次官が命令無視として深刻に捉えるとは、この時には誰も予想していなかった。<sup>(19)</sup>しかし下級官たちの退省後、ブラックウッドはこれを「それ相応に扱われるべき反命行為」と見做したのであった。<sup>(19)</sup>

明けて一月三日土曜の朝、前日に残業せずに帰宅した下級官たちが職場に着くと、名前を書くべき出勤簿が見当たらなくなっていた。事の次第を確かめるべく課長に詰め寄った彼らはそこで初めて、自分たちに「通信大臣 (The Postmaster-General) からの指示があるまで無給停職処分」が下されたことを知った。<sup>(20)</sup>彼らはすぐに「自分たちはあらゆる点で公の役に立ちたいし、正当な理由があつて金曜夕方方も帰宅した。何よりもこれはストライキではなく『ロックアウト』だ」と主張し、処分の撤回と通常業務への復帰を願ひ出たのであった。<sup>(21)</sup>

同日中に、有力な保守系新聞の『グローブ』紙が、この大規模な停職処分の発生を速報した。<sup>(22)</sup>これが新聞メディアによる事件の第一報であった。続いて『オブザーバー』紙と『ウィークリーデイスパッチ』紙が翌四日に事件の報道を行い、「深刻な問題が通信省貯蓄課の上層部と被雇用者の間に広がりつつある」と報じた。<sup>(23)</sup>週明けの五日月曜日になると、その他の有力紙誌が事件発生をこぞって記事にし、時を同じくして事件は地方新聞にも取り上げられることとなった。

月曜の朝午前八時、停職処分を受けた下級官（以下、停職官）たちはフリート街のアンダートンズホテルに集合し、善後策を協議した。多少の議論はあつたものの、彼らは今回の処分について、通信大臣のレイクス (Henry Cecil Rakes) 宛てに、全員で作成し署名した嘆願書を提出することで一致した。<sup>(24)</sup>これにより組織立った嘆願書の作成・提出が同意され、個人で勝手に行動しないことが誓約されたのであった。<sup>(25)</sup>

その後、停職官たちは通信大臣レイクスと大蔵省宛に連名で嘆願書を提出した。<sup>(26)</sup>彼らは嘆願書の中で、反命行為と捉えられている自分たちの行動は職員の特権として認められた行為であるうえ、要請の到着が業務終了二、三分

前だった点から、直ちに処分を取り消すべきだと訴えた。一方ブラックウッドは、土曜日にも業務を続ける下級官たちの前で演説し、公僕としての彼らの忠誠を褒め称えた。<sup>(27)</sup> 停職官たちは五日夜にも集会を開き、重要な議題として、このブラックウッドの演説について話し合った。<sup>(28)</sup>

貯蓄課では残された同僚たちが業務を継続していた。停職官たちの穴を埋めるため、約百名の女性職員と五〇名の男性職員が一時的に他の課から貯蓄課に回された。<sup>(29)</sup> そのうち、女性七〇名は中央電信局 (the Telegraph Office) から、男性五〇名は会計局 (the Receiver and Accountant - General's Office) から派遣された。

一月六日火曜の午後には、三度目の集会がアンダートンスホテルで開かれた。そして彼らの中から、代表として六名が選出され、上層部に和解を打診するよう取り決められた。<sup>(30)</sup> この後、双方ともに新たな動きは起こさず、事態は膠着状態になった。それは事件が通信大臣の帰郷中に発生したからであり、彼のロンドン帰還まで、話し合いの場を設けることができなかったからであった。<sup>(31)</sup>

レイクスがロンドンに戻った八日木曜日、通信省で双方の代表者による話し合いがもたれることになった。この交渉には、火曜日に選出された停職官代表の六名と、上層部から通信大臣に加え、四名の管理職が出席した。停職官の代表となったのは、ハドソン (W. R. Hudson) 、ベラミー (W. C. Bellamy) 、フリーマン (D. Freeman) 、ボンド (W. S. Bond) 、セイヤー (H. V. Sayer) 、ロリン (J. Collin) の六名であった。<sup>(32)</sup> 上層部側では、レイクス、ブラックウッド、コンプトンに加え、第三席官ジョイス (H. Joyce, the Third Secretary) 、次官執務室付き主任事務官のひとりだったトンプソン (S. R. Thompson) が交渉の席についていた。<sup>(33)</sup>

『タイムズ』紙の言葉を引用すれば、話し合いの結果、「この『不幸な事件』は公的に終わりを迎えた」<sup>(34)</sup>。停職官側は、残業は自由意志ではなく、特に繁忙期の急場では必然の義務であるという、上層部の見解を受け入れた。<sup>(35)</sup> この決定により、停職官は翌週の一月一二日から職場に復帰できることとなったが、同時に「停職期間中の給与なし、

一ヶ月間、週一の半休日剝奪」という処分が課された<sup>(36)</sup>。

この決定を受け、ブラックウッドはただちに省内に以下のような通達を出した。「今日三日に停職になった二四二名の職員全てが自分たちの行いを悔いる手紙を私に送り、職場への復帰を許可してくださいと申し出ている。通信大臣の告示によれば、病気で休職する二名を除いて、彼ら全員が本日より業務を再開することになった<sup>(37)</sup>」。この事件で通信大臣が示した方針は、貯蓄課に所属する全男性職員に写しが渡され、全ての部署の壁に貼り付けられたのであった<sup>(38)</sup>。またレイクスも、貯蓄課の停職官たちが「課の規定を進んで遵守する」と誓約したことに満足だった<sup>(39)</sup>。彼は議会でも、残業に関する通信省上層部の見解が適切であったと主張した<sup>(40)</sup>。

このような大臣や次官の軽悔は後々まで尾を引いた。しばらくの間、彼らは「ロックアウト」の烙印を押された者たちの昇給に難色を示したのである。例えば、事件から二ヶ月が経過した三月四日に、以下のような記述が残されている。「今日五日付けで、本課下級官のA・F・ベイカー(A. F. Baker)氏は十ポンド昇給することになっております。しかしながら同氏は先の一月に、次官の命に服せず、公務からの停職処分を受けた職員の一入であり、私は本日、次官宛に提出いたしました定期昇給者の一覧表から彼の名を外しております。先月にも同じく停職官の一人、W・ブース(W. Booth)氏の昇給に対し、同様の措置が取られております<sup>(41)</sup>」。この結果、貯蓄課では延べ約三百名分の年次定期昇給が差し止められたとされている<sup>(42)</sup>。

これらの対応は一部の記者から強く批判された。新聞には、昇給差し止めは「通信大臣と職員との間に起こった記憶に新しい災難の結果として出されたらしいが、一月に『ロックアウト』された者も、大多数の『ロックアウト』されなかった者と平等に扱われるべきだから、職員にはこのような処分を申し渡される謂れはない」、「我々は速やかに問題が解決され、当該職員たちの昇給が認められることを期待しているが、貯蓄課の難局は未だ過ぎ去ってはいないといえる」という記事が掲載された<sup>(43)</sup>。記者たちは、通信省上層部の対応や態度のせいで、有能な人材が

他業種に流出してしまうことを懸念した。<sup>(44)</sup>

上層部もこういった批判には注意していた。例えばレイクスは下院において、残業を強制的にやらせたことで職員の間にも本格的な不満が醸成されていることを認めた。<sup>(45)</sup> そのため、レイクスは一八九一年七月一七日に、職員の長期休暇の容認や病気休暇中の給与全額支払、等級にあわせた定期昇給の確約、今後の休日出勤や時間外労働への手当てに関する新しい計画案を発表し、また男性職員の雇用再開を通じて問題への対処を行った。<sup>(46)</sup>

レイクスがこうした動きをしなければならなくなったのは、逓信省では人手不足が深刻化の一途を辿っていたからであった。<sup>(47)</sup> また『タイムズ』紙によれば、職員への残業代の支払いが俸給への上積み限度一杯のところまできてしまっていることも、上層部が態度を幾分、軟化させた要因であった。<sup>(48)</sup> レイクスも「ロックアウト」を表すのに「痛ましい誤解」という言い回しを用い、より厳しい言い方を避けることで、停職官に対する配慮を見せた。<sup>(49)</sup> しかしながら、下級官の不満全てをこれらの対策で解決できたわけではなかった。<sup>(50)</sup>

### 三．停職官の人物像

一八九一年一月二日に始まった「ロックアウト」は、八日にそれぞれの代表による話し合いの末、終結を迎えた。停職処分を受けた下級官は上層部の認識を受け入れ、職場に復帰した。これは一九世紀末に逓信省貯蓄課で発生し、その後の制度運用にまで影響を与えた、紛糾の十日間の出来事であった。

では、この事件の主体となった停職官たちは、どのような人物であったのだろうか。もう一方の当事者であったレイクスやブラックウッドが伝記や署名記事を残す「名士」<sup>(51)</sup>であったのに比べ、停職官たちは歴史的にみて「無名」の個人であった。そのため、彼らの人生や為人を一人ひとり詳細に調査することは難しい。

しかしいくつかの基本的な情報は、当時行われていた国勢調査 (Census) を用いることで、復元することができる。

きる。それらの情報を一覧にまとめたものが本稿末尾の表である。<sup>(52)</sup>なお表中の網掛けは、国勢調査に記載が漏れており、詳細不明であることを意味する。また個人情報でもあるため、停職官本人については名をイニシャルのみとし、住所も州までの表記に留めた。同居者については停職官本人との関係および年齢に限定した。丸カッコ内は調査時に登録された年齢である。

この表からは停職官について、いくつかの特徴をみつけることができる。まず「ロックアウト」された下級官は主に、一八八二～八七年に任官した二〇年代の若い男性たちであった。一八八七年以降の任官者が含まれていないのは、通信省の方針で、人件費を節約するために同年以降、貯蓄課での男性下級官の雇用を差し止めていたからである。そのため、残業を任意として帰宅したのは、基本的に就労年数の短い若者たちが中心であったことがわかる。既に述べたように、事件後、貯蓄課では男性職員の新規採用が復活した。<sup>(53)</sup>

次に停職官の出身地・居住地・同居者構成を確認してみよう。ロンドン出身者（約一／四）が比較的多いものの、出身地は基本的にはバラバラである。アイルランドやジブラルタルなど、イングランド外の帝国領の出身者もいる。居住地（一八九一年）は、通勤圏の関係もあるため、ロンドンとその近郊のミドルセックスやサリー、エセックスが大半である。同居者構成からは、若者が多いためか、親族との同居のほか、間借り（*Todger*）や下宿（*Boarder*）、一時滞在（*Visitor*）の割合が高く、また未婚者も多いことがわかる。半数近くの家庭では、一～二名の家事使用人の女性が雇用されている。

停職官の大半が若者であったことを踏まえて、一八九一年と一九〇一年の居住地・同居者構成を比較すると、当時の下級官のライフパターンが垣間見える。一八九一年に二〇代であった停職官たちは、一九〇一年には三〇代となった。二〇代の当時、ロンドン出身者は家族と同居、それ以外はロンドン市内で間借りや下宿している者が多かった。しかし三〇代となると、結婚して郊外に移り住み、自宅を用意して一家を構えている。一八八一年や一九



一一年以降の国勢調査の結果も合わせてみると、この傾向はより明確になる。

居住地という点からみると、下級官たちは似た地域に居住する傾向も強かった。この点は彼らの年齢や収入、家賃、居住地での生活費などが関係したのであろう。例えば、表中の項番一四六のコリンと一六七のステッドは同じ下宿先で暮らしていた。また九二のクリスプと一七三のウイリスは一九〇一年時に、ミドルセックスで隣近所に居住した。ともに貯蓄課に勤め、停職処分を受けた一七二・二〇七のウォーターハウス兄弟のような例もある。つまり、彼らの周囲に同様の職業者が多い環境があつたことがわかる。<sup>54)</sup>

とはいえ、これらは停職官のみの特徴とはいえないかもしれない。なぜなら、「ロツクアウト」事件により停職処分を受けた下級官は、当時において特別な思想や性質を有した集団だつたわけではないからである。事件のあらましからわかるように、彼らはごく一般的な下級官であつた。そのため、先述した諸特徴のうち、幾つかはむしろ、当時の下級官全体に共通する特徴だつたと考えられる。近代のイギリスにおいて、下級官は一般的に下層中産階級に属し、一八九〇年代以降、専門職社会の一員を成した。<sup>55)</sup> その意味で、これらの特徴はむしろ下層中産階級のライフパターンの一例と捉えるべきであらう。

以上の特徴を踏まえて、もう一度、「ロツクアウト」事件に立ち戻つてみよう。既にみてきたように、事件には立場を問わず、多くの政府職員が巻き込まれ、また新聞メディアもその原因や展開をセンセーショナルに報道した。事件の焦点となつたのは、新しい官僚制度下での就業時間に関する問題であつた。そこで次に、停職官ないしは下級官にとっての就業時間の意味について考察していく。

#### 四・停職官にとっての就業時間

停職官からみた就業時間の意義について検討する前に、まず通信省上層部側が下級官の就業時間について、どの

ように捉えていたのかを確認しておこう。「ロックアウト」事件に際して、なぜ上層部は、下級官の就業時間にごままで神経質になったのだろうか。その理由のひとつは、先行研究で注目された「ロックアウト」事件と労働運動との関係にあるといえる。当時のイギリスでは、「新労働組合主義 (New Unionism)」が支持者を増やしていた。<sup>(56)</sup> リドリー委員会が任命された一八八六年以降、事件が起こった一八九一年にかけ、この新しい運動の焦点のひとつになったのが、法定八時間労働日の問題であった。<sup>(57)</sup> 事件の発生に際し、こういった世論の流れや影響が、「ロックアウト」した側の警戒心の源泉となっていたのかもしれない。<sup>(58)</sup>

これに対し、停職官たちは規定された就業時間をどう捉えていたのだろうか。当時、貯蓄課での労働は五〇〇〜六〇〇名程度の男性と四五〇名ほどの女性で賄われ、その労働条件は非常に厳しいものであった。例えば、それは「残業の量が常軌を逸しており、しかもその状況が複数年にわたって続いている。多くの職員が一年のうち九ヶ月を午前八時から午後八時までの一二時間労働に従事しているといわれる」ような厳しさであった。<sup>(59)</sup> そのため、「繁忙期にはほぼ三〇〇人が出勤列車に乗って都市に赴き、一日に一一時間半の労働をこなしている」状態であった。<sup>(60)</sup> このように就業時間が長期化していた理由は、一八八〇年代に貯蓄課での仕事量が急増したからであった。<sup>(61)</sup> そして、増えた業務量は主に男性職員の残業によって遂行されていた。官僚制度改革の後でさえ、業務量の増加と人手不足のせいで下級官の事務作業は苛酷なものだったのである。<sup>(62)</sup> この状況下において「一日の最大就業時間は七時間、残業は全廃と定められた」<sup>(63)</sup>ことは、彼らにとって官僚制度改革によるひとつの成果であった。このことは彼らが請願書において、以下の点を強調したことからもわかる。請願書では「通信省での残業は完全に自由意志を尊重するという、下院において繰り返されたレイクス氏の発言」、<sup>(64)</sup>「どのような場合においても残業は強制ではない、という下院で繰り返された通信大臣の宣言」が行動の根拠としてあげられている。<sup>(65)</sup>

停職官たちは、官僚制度改革により規定された就業時間を重視し、残業は自由意志で行われるものと捉えた。彼

らは就業時間外の時間まで常に、業務に拘束されなくなったことを歓迎したのである。

では、彼らは就業時間外の時間をどのように過ごしたのだろうか。当時の下級官向けの週刊新聞には、彼らの就業時間外の時間、いわゆる余暇に関する情報が掲載されている。記事からは、男性下級官たちがイースター休暇中の旅行から自転車でのツーリングまで、さまざまな娯楽を余暇に楽しんでいたことがわかる。<sup>(66)</sup> 彼らの楽しみであったもののひとつに、大規模な集会や討論会があった。<sup>(67)</sup> 下級官向け週刊新聞では、読者の関心の高さを反映して、こういった集会の情報が詳細に報道された。なかには千人を超える参加者を集めた集会もあった。<sup>(68)</sup> 参加した下級官たちは集会を通じ、世論に自分たちの現状を伝えようと活動することもあった。<sup>(69)</sup> 集会に出席し、演壇に登って演説したり同僚との活発な議論を楽しんだりすることも、彼らにとつての余暇の過ごし方であった。事件発生時に停職官たちがすぐさま集会を企画し組織立った行動に移れたのも、こういった集会や討論会に以前から親しんでいたためだと考えられる。<sup>(70)</sup> また先に検討したように、通信官たちは年齢が近く、同僚や近似の専門職者が近隣や家族に多かった。このことも、彼らが下級官ないしは専門職者として、就業時間に関する認識を共有することを助けたのかもしれない。

このように、「ロックアウト」事件は、官僚制度改革以前とは異なる就業時間に関する下級官の意識と、余暇で培われた経験とが結びついて起こった、「官僚制度史上、先例がない」事態であったのである。<sup>(71)</sup> ゆえに、下級官にとつての日常生活もまた「ロックアウト」事件の展開に深く関係していたといえる。

### おわりに

本稿では、一八九一年の「ロックアウト」事件を通じて、近代イギリスにおける下級官の就業時間への認識を生活史の視点から考えてきた。事件が空前の出来事となった理由は、官僚制度改革により獲得された就業時間に対する

る認識を、下級官たちが共有できる土台が成立し、それを基盤とした上層部への対応が可能になっていたからであった。

しかし今回の考察で示すことができたのは、下級官の生活史に関する、あくまでも試論である。そのため、下級官たちの集会活動を通じた連帯意識の醸成については、「ロックアウト」事件を越えて、今後も検討していく必要があるだろう。

## 註

- (1) Tildesley, Grassie & Co., *Complete Guide to the Examination for Men Clerks of the Lower Division of the Civil Service* (Edinburgh, 1887), pp. 19-20. 逆上級官 (Upper Division) の仕事を「知的業務」とみなされた。
- (2) Samuel Cohn, *The Process of Occupational Sex-Typing: The Feminization of Clerical Labour in Great Britain* (Philadelphia, 1985), pp. 148, 155-156.
- (3) 一九世紀後半における官僚制度改革の展開について詳しくは拙稿「近代イギリス官僚制度改革史再考——調査委員会と官僚たちの同床異夢——」『史林』第九四巻六号 (二〇一一年、三二—五七頁) を参照。
- (4) *B.P.P., 1875, XXXIII* (First-Third Reports of the Civil Service Inquiry Commissioners, with Correspondence, Appendix) and *B.P.P., 1876, XXII* (C. 1444, Index to the Appendices to the First, Second, and Third Reports of the Civil Service Inquiry Commissioners).
- (5) *B.P.P., 1887-1890* (First-Fourth Reports of the Royal Commission appointed to Inquire into the Civil Establishments of the Different Offices of State at Home and Abroad, with Minutes of Evidence: with Summary and Appendix).
- (6) 一八四七—四八年には約二千八百万ポンドだった政府の人員費は、一八八六—八七年には約六千二百万ポンドにまで膨れ上がった。*B.P.P., 1886, XXXVIII* (C. 4883, Treasury Minute relative to the Appointment of a Royal Commission of Inquiry into the Establishments of the Different Offices of State at Home and Abroad), p. 3.
- (7) *Ibid.*, p. 4.
- (8) それまで、下級官たちの就業時間は官庁ごとに決められていた。例えば通信省は六時間勤務だったが、七時間就労が義務とされている官庁もあった。これに対し、トリ—委員会は一日の就業時間を、公式に七時間に統一するようを提案した。*B. P. P., 1887, XIX* (C. 5226,

- First Report of the Royal Commission Appointed to Inquire into the Civil Establishments of the Different Offices of State at Home and Abroad, with Minutes of Evidence: Appendix, &c.), p. x.
- (9) *Civil Service Times* [イェー CST], Jan. 10, 1891 (no. 256), pp. 26-29, 'The Savings Bank Department, "Lock-out" of Clerks.'
- (10) 「銀行握る文官——イギリス人官僚のタリニア戦争従軍備忘録」『鷹陵史学』第四五号(二〇一九年、一三一一—一四四頁)「一三一一—一三三三頁を参照」。
- (11) *Times*, Jan. 5, 1891, p. 7, 'Suspension of Post Office Savings Bank Clerks.'
- (12) *Post 30/599* (Savings Bank Department: Refusal of Certain Staff to Perform Extra Duty), File No. 10 (Dec. 3, 1890).
- (13) *Post 30/599*, File No. 10 (Dec. 23, 1890).
- (14) *Post 30/599*, File No. 10 (Dec. 19, 1890); *Post 30/599*, File No. 10 (Dec. 3, 1890); *Post 30/599*, File No. 10 (Dec. 3, 1890; Reply: Dec. 8, 1890).
- (15) *Post 30/599*, File No. 11 (Jan. 2, 1891).
- (16) *Times*, Jan 5, 1891, p. 7, 'Suspension of Post Office Savings Bank Clerks.'
- (17) *Globe*, Jan. 3, 1891, 'Post Office Clerks Suspended.'
- (18) *Standard*, Jan. 9, 1891, 'The Post Office Savings Bank-Deputation of Suspended Clerks.'
- (19) *Post 30/599*, File No. 11 (Jan. 2, 1891).
- (20) *Times*, Jan 5, 1891, p. 7, 'Suspension of Post Office Savings Bank Clerks.'
- (21) *Ibid.* 次官が行った措置に対し、四日の時点では通信大臣が、処分が大規模すぎると点にうつて疑念を抱いていた。*Post 30/599*, File No. 11 (Jan. 4, 1891).
- (22) *Globe*, Jan. 3, 1891, 'Post Office Clerks Suspended.'
- (23) *Observer*, Jan. 4, 1891, 'Another Dispute at the Post Office: 200 Men Suspended'; *Weekly Dispatch*, Jan. 4, 1891, 'The Post Office Clerks Revolt. The Overtime Is Not the Only Grievance against Which They Are Kicking.'
- (24) *Times*, Jan. 6, 1891, p. 5, 'The Suspended Post Office Clerks.' ヴンリー・セシル・レイナス(一八三八—九一年)は保守党の政治家で、「ロックアウト」時には通信大臣であった。一八八六年に大臣に就任したが、「ロックアウト」の発生から半年後の一八九一年八月二四日に在職のまま急死した。*Dictionary of National Biography* の記事によれば、「彼の死因は公務への不安と過労によるものだったと云う」。
- (25) *Daily Telegraph*, Jan. 5, 1891, 'Dispute at the Post Office.'
- (26) *Post 30/599*, File No. 13 (Jan. 5, 1891).
- (27) *Civil Service Gazette*, Jan. 10, 1891 (no. 1980), pp. 3-4, 'The Topics of the Week.' 事件が大きく報道された中で、停職官らの主張や処分撤回の要請に対し、監督官は

- 五日、彼らの主張の正当性について弁護士に相談し、「適切な限度内であれば、一日七時間を越えて残業を遂行する義務」が下級官にはあるとの助言を得ていた。  
*Post 30/599*, File No. 13 (Jan. 5, 1891).
- (38) *Evening News*, Jan. 5, 1891, 'More Suspensions Tomorrow'.
- (39) *Times*, Jan. 6, 1891 p. 5, 'The Suspended Post Office Clerks.'
- (40) *Daily Chronicle*, Jan. 5, 1891, 'Great Lock-out at the Post Office Savings Bank: 300 Clerks Suspended.'
- (41) *Times*, Jan. 7, 1891, p. 5, 'The Suspended Post Office Clerks'; *Civil Service Gazette*, Jan. 10, 1891 (no. 1980), pp. 5-6, 'Savings Bank Clerk's Dispute.'
- (42) *CST*, Jan. 10, 1891 (no. 256), pp. 26-29, 'The Savings Bank Department, "Lock-out" of Clerks.' 各代表者は「後述の表中には頭番の五、一一、一二、一四、一九、二三、一四七、該部は也」。
- (43) *Standard*, Jan. 9, 1891, 'The Post Office Savings Bank Deputation of Suspended Clerks.'
- (44) *Times*, Jan. 13, 1891, p. 3, 'The Post Office Savings Bank Department.'
- (45) *Civil Service Gazette*, Jan. 10, 1891 (no. 1980), pp. 5-6, 'Savings Bank Clerk's Dispute.'
- (46) *CST*, Jan. 17, 1891 (no. 257), pp. 43-45, 'Editorial Notes.'
- (47) *Post 30/599*, File No. 13 (Jan. 12, 1891).
- (48) *Post 30/599*, File No. 13 (Jan. 14, 1891).
- (49) *Times*, Feb. 5, 1891, p. 7, 'The Savings Bank Clerks.'
- (50) *Hansard*, 3rd series, vol. 349 (Jan. 27, 1891), col. 1148; *Hansard*, 3rd series, vol. 350 (Feb. 5, 1891), cols. 12-13.
- (51) *Post 30/599*, File No. 16 (March 4, 1891), p. 1. 「トースは後述の表中に於て頭番一、七、一三、二、九、二、九」。
- (52) *CST*, May 16, 1891 (no. 274), pp. 355-357, 'Editorial Notes.' 最終的に昇給は「ロッキングナム」事件での処分を除外した。元停職官たちの実績に応じ、一八九一年六月以降「許可やむを得ず」なためだ。*Post 30/599*, File No. 16 (June 16, 1891).
- (53) *CST*, May 16, 1891 (no. 274), pp. 355-357, 'Editorial Notes'; *CST*, May 23, 1891 (no. 275), pp. 371-373, 'Editorial Notes.'
- (54) *CST*, June 27, 1891 (no. 280), pp. 231-232, 'Editorial Notes'; *Civil Service Gazette*, Feb. 7, 1891 (no. 1984), pp. 9-10.
- (55) *CST*, June 20, 1891 (no. 279), p. 422, 'The Savings Bank Department.'
- (56) H. G. Switt, *A History of Postal Agitation—from Eighty Years Ago till the Present Day* (London & Manchester, 1929; New & Revised ed.) p. 245.
- (57) *Globe*, Feb. 19, 1891, 'A Woman Taxpayer, "Civil Service Strike".'
- (58) *Times*, Jan. 28, 1891, 'Post Office Savings Bank.'
- (59) *Morning Post*, Jan. 9, 1891.

- (50) *Star*, Jan. 21, 1891, "The Frasco at the S. B. D., the Fire Was Smothered Over with Official "Slack", but It Still Smolders"; *CST*, Jan. 31, 1891 (no. 259), p. 91, "The Savings Bank Department, the Case for a Commission," *the Swift, A History of Postal Agitation*, p. 249. 参考として、下級官の不満については、内務省職員について研究したペリューが「二級官の不満は一般的に低賃金と昇進見込みの少なさを中心とするものだった。特に彼らは錯覚ではなく、一級官僚職への昇進とその結果としての賃金六百ポンド越えを心から望んでいた」と説明してゐる。Jill Pellew, *The Home Office 1848-1914, from Clerks to Bureaucrats* (London, 1982), p. 116.
- (51) Henry St. John Raikes, *The Life and Letters of Henry Cecil Raikes: Late Her Majesty's Postmaster General* (London, 1898); Harriet Sydney Dobbs Montagu Blackwood, *Some Records of the Life of Stevenson Arthur Blackwood*, K. C. B. (London, 1896).
- (52) 表は史料①-Post 30/599, File 13 (Jan. 5, 1891 - Jan. 14, 1891) "Memorial by Officers Suspended (File 47)" 史料② *List of Officers of the General Post Office, 1891* 史料③ *Census* 1881, 1891, 1901, 1911, 1939 を用いて作成したものである。まず史料①に残された停職官の請願書から、史料②と照らし合わせつつ、署名を用いて停職官の氏名を特定した。史料①には署名の一覧が二枚添付されており、一方のみに署名がある場合や片方に重複して署名がある場合もあるため、それらを精査し、最終的に
- ブラックウッドが述べた人数より二名多い、総計二二六名を請願者(停職官)とした。次に一八八一年以降の国勢調査の結果から、停職官の出身地や生年(年齢)、居住地、同居者構成(年齢・職業を含む)などを割り出した。
- (53) See *List of Officers of the General Post Office, 1887-1900*, 一九〇〇年までの間、毎年三〇〇〜八〇人程度が採用されている。
- (54) その他にも所属は異なるものの、一九〇一年において項番二二〇のペリーの下宿仲間も下級官であった。加えて家族に専門職種(政府職員や事務員、教師など)が多く見受けられるのも特徴のひとつである。例えば後述のウォーターハウス家では、一八九一年の時点で一六歳以上の兄妹五名が通信省で事務官として働いていた。
- (55) 下層中産階級については G. Crossick (ed.), *The Lower Middle Class in Britain 1870-1914* (London, 1977) [鳥浩一他訳『イギリスの下層中産階級の社会史』(法律文化社、一九九〇年)] を、専門職社会については Harold J. Perkin, *The Rise of Professional Society, England since 1880* (London, 1989) および同(有本章他編訳)「専門職社会の勃興」『イギリス高等教育と専門職社会』(玉川大学出版部、一九九八年、三五〜四九頁)を参照。
- (56) Hugh Armstrong Clegg, Alan Fox and Alfred Frederick Thompson (eds.), *A History of British Trade Unions since 1889, vol. I: 1889-1910* (Oxford, 1964), p.

53.

- (57) この時期の八時間労働日を求める労働運動の盛り上がりについては、安川悦子「法定八時間労働日運動の展開」同『イギリス労働運動と社会主義——「社会主義の復活」とその時代の思想的研究』（御茶の水書房、一九八二年、一五七—一八五頁）および浜林正夫『イギリス労働運動史』（学習の友社、二〇〇九年）を参照。
- (58) 特に当時、通信省の男性下級官と上層部とは事件以前から女性職員の雇用をめぐり、緊迫した状況にあった。そのため、上層部は事件発生時に、女性雇用に対する男性職員の抵抗をより強く認識したのであった。この点については、稿を改めて論じた。
- (59) *Times*, Jan. 6, 1891 p. 5, 'The Suspended Post Office Clerks'.
- (60) *The Civilian*, Oct. 4, 1890, pp. 364-365, 'The Savings Bank Important Meeting of the Male Staff'.
- (61) *Standard*, Jan. 5, 1891, 'Dispute at the Post Office.' 同記事では、「一八八六年以降、通信省貯蓄課の業務は年に約一〇%ずつ増えており、(中略)これらの数値は三年間で業務が二五%増しになったことを示している。そのうえ職員は減らされており、一八九〇年の終わりには男性職員は一八八六年の段階よりも三〇人も少なくなつたが、女性職員に委譲された仕事量は上昇した分の約五%だけであつた」と説明されている。
- (62) *Standard*, Jan. 5, 1891, 'Dispute at the Post Office'.
- (63) *Star*, Jan. 5, 1891, 'Address "Loyal" Savings Bank Clerks Today.' 貯蓄課の男性職員はもともと六時間の勤務職として入省していた。そのため、種々の議論はあつたものの、最終的には、七時間勤務への変更により俸給に一時間分の補償が与えられることとなつた。その一方で、過大な業務量との関係で七時間勤務と同時に議論されてきた、男性職員の加増案は一八八九年半ばには早々に凍結され、女性職員の増員のみが推進されることとなつた。*Post* 30/599, File No. 8 (Sep. 30, 1890) & File No. 2 (Sep. 27, 1889). この意味で、「ロックアウト」事件以前から女性職員のみが増員に対する不満が燃つていた一方、男性職員は制度が正式に導入された一八九〇年一月以降、勤務が一時間延びており、事件に際しては、さらなる勤務時間の延長(残業)を次官から求められることになつたのである。
- (64) *CST*, Jan. 10, 1891 (no. 256), pp. 26-29, 'The Savings Bank Department, "Lockout" of Clerks'.
- (65) *Post* 30/599, File No. 14 (Jan. 3, 1891), 停職官たちの主張に対して通信省の上層部は、繁忙期であることと公益や国益に関わることを強調し、それらを理由に、「リドリー委員会の改革案を無視して下級官に残業を命じることが可能だと主張した。For example, see *Times*, Jan. 5, 1891, p. 7, 'Suspension of Post Office Savings Bank Clerks'; *Times*, Jan. 12, 1891, p. 3, 'Extra Work in the Post Office'; *Civil Service Gazette*, Jan. 10, 1891 (no. 1980), pp. 5-6, 'Savings Bank Clerks Dispute'. 上層部は停職官の請願書への主張を「こつぱ」その有効性を弁護士



- に確認し、助言を受けて対応の準備を進めていった。  
*Post 30/599*, File 13 (Jan. 5, 1891–Jan. 14, 1891)  
 'Memorial by Officers Suspended (File 47)'
- (69) For example, see *CST*, March 29, 1890 (ns no. 13), pp. 151–152, 'Easter Holiday Arrangements';  
*CST*, Aug. 31, 1889 (ns no. 9), pp. 103–105, 'Mass Meeting of Lower Division Clerks';  
 (89) *CST*, Feb. 13, 1886 (no. 1), pp. 1–2, 'Civil Service Re-organization';  
 (89) *Ibid.*, pp. 4–5, 'Mass Meeting of Lower Division clerks at Westminster Palace Hotel';
- (70) 下級官の余暇や集会について詳しくは、拙稿「近代化のまごころの日常——一九世紀後半イギリスの官僚生活史——」小澤弘明（他編）『つながりと権力の世界史』（彩流社、二〇一四年、一一五–一二三頁）を参照。下級官による、常設で専門的な互助組織が設立されるのは一八九〇年代以降のことであった。See Clegg, Fox & Thompson (eds.), *A History of British Trade Unions since 1889*, vol. 1, pp. 222–223.
- (71) *CST*, Jan. 10, 1891 (no. 256), pp. 23–25, 'Editorial Notes.'

## 「ロケット」下級官リスト (総計226名)

No.	Surname	First Name (Initial Letters)	任官年	年齢 (1891年)	誕生日	出身地	戸主との 関係 (1891年)	居住地 (1891年)	本人を除く 同居人構成 (1891年)	戸主との 関係 (1901年)	居住地 (1901年)	本人を除く 同居人構成 (1901年)
1	Mackinlay	C.	1866	44	1847	ミドルセツ クス	息子	ロンドン	母 (76)			
2	Cooper	C.	1867	46	1845	リンカン	本人	サリー	妻 (42) 息子 (18/11/8/6) 娘 (17/13)			
3	McCallum	J. T.	1868	40	1851	デラウェア ン	本人	ロンドン	妻 (40)	本人	ロンドン	妻 (52) 娘 (21) 家事使用人 (16)
4	Russell	C. F.	1869	42	1849	ハンツレー ー (ワイト島)	本人	サリー	母 (69) 叔母 (65) 家事使用人 (28)			
5	Hudson	W. R.	1873	35	1856	ケント	本人	ロンドン	妻 (32) 娘 (8) 息子 (6) 家事使用人 (27)	本人	ミドルセツ クス	妻 (42) 娘 (18) 息子 (16)
6	Smith	W.	1873	36	1855	ケント	本人	エセックス	妻 (33) 娘 (8/7/3/2) 息子 (5/1) 家事使用人 (19)	本人	エセックス	妻 (43) 娘 (17/13/12/8) 息子 (15/11/9/4/2)
7	Daniel	A. S.	1875	33	1858	グロスター ン ン				本人	ロンドン	本人のみ
8	Denial	J. J.	1875	33	1858	ヨークシャ ー	本人	ロンドン	妻 (34) 息子 (11/0) 娘 (7/6/3)			
9	D'Olier	L. J.	1875	33	1858	ミドルセツ クス	本人	ロンドン	妻 (30) 滞在者 (4) 家事使用人 (23)			
10	Friih	J. C.	1875	34	1857	グロスター ン	本人	サリー	妻 (34)	本人	サリー	妻 (44) 家事使用人 (16)
11	Iley	W.	1875	32	1859	ロンドン	本人	ロンドン	妻 (37) 息子 (10) 娘 (8)			
12	Belamy	W. C.	1876	32	1859	リンカン	本人	サリー	妻 (34) 息子 (9) 娘 (10/7/6)	本人	サリー	妻 (44) 娘 (20/16) 息子 (19/9)

13	Booth	W.	1876	33	1858	アメリカン F	息子	ロンドン	妻 (63) 母 (27) 妹 (24/21)	本人	エッセックス	妻 (33) 娘 (4/1) 息子 (3) 家事使用人 (16)
14	Williams	T. W.	1876	33	1858	ロンドン	本人	ロンドン	妻 (34)	本人	ロンドン	息子 (20/11/10/6) 娘 (13/5) 家政婦 (50) 家政婦息子 (9)
15	Hooper	F. J.	1877	31	1860	セント	本人	ロンドン	妻 (31)			
16	Scott	G.	1877	31	1860	ロンドン	本人	ロンドン	妻 (25) 息子 (2/0) 家事使用人 (21)	本人	ロンドン	妻 (35) 息子 (12/10) 家事使用人 (29)
17	Baker	A. F.	1878	30	1861	サリー	滞在者	ミドルセッ クス	宿主 (48) 宿主妻 (48) 宿主娘 (17) 家事使用人 (19)	本人	サリー	妻 (27) 義息子 (23)
18	Nunneley	F. W.	1878	30	1861	ミドルセッ クス	下宿人	サリー	大家 (67) 大家妻 (64) 大家娘 (27/25)	本人	サリー	息子 (2) 義母 (74) 家事使用人 (14)
19	Marshall	A.	1879	31	1860	ミドルセッ クス	本人	ミドルセッ クス	妻 (31) 娘 (6) 息子 (4) 父 (63) 家事使用人 (18)	本人	ミドルセッ クス	妻 (45) 娘 (16) 息子 (14)
20	Bate	C. E.	1880	35	1856	ケンブリッ ジシャー						
21	Bennett [Bannett]	H. K.	1880	29	1862	コーンウォ ール	息子	ロンドン	父 (61) 母 (60) 弟 (22) 妹 (18) 父産婦 (21) 家事使用人 (49)	息子	ロンドン	母 (70) 姉 (40) 妹 (28) 家事使用人 (59)
22	Bunting	R.	1880									
23	Meek	W. A.	1880	28	1863	ロンドン	本人	ロンドン	妻 (27) 息子 (2) 娘 (0) 母 (54) 家事使用人 (21)			

No.	Surname	First Name (Initial Letters)	任官年 (1891年)	年齢 (1891年)	誕生年	出身地	戸主との 関係 (1891年)	居住地 (1891年)	本人を除く 同居人構成 (1891年)	戸主との 関係 (1901年)	居住地 (1901年)	本人を除く 同居人構成 (1901年)
24	Potter	J. J.	1880	28	1883	ミドルセッ クス	息子	ロンドン	父 (66) 母 (57) 弟 (25/21/15) 姉 (32) 妹 (23/22/?)	本人	エセックス	妻 (29) 息子 (6/4) 娘 (1) 家事使用人 (22)
25	Shruball	E. F.	1880	31	1860	ロンドン	本人	ロンドン	妻 (29) 息子 (4/0) 娘 (2) 義弟 (15)	本人	ロンドン	妻 (39) 息子 (14/10/3) 娘 (12)
26	Adderley	J.	1881	27	1864	ロンドン	本人	ロンドン	妻 (26)	本人	ケント	妻 (36) 息子 (9/1) 娘 (5/2) 家事使用人 (15)
27	Ainscough	J.	1881	29	1862	ランカシャ ー	下宿人	ロンドン	大家 (39) 大家妻 (38) 大家娘 (2)			
28	Bate	J. L.	1881	28	1863	テヴァン	本人	ロンドン	妻 (28) 息子 (1)			
29	Bond	W. S.	1881	27	1864	フォーセツト	本人	サリー	妻 (31) 息子 (1) 家事使用人 (30) 家事使用人息子 (4)	本人	サリー	妻 (41) 息子 (10) 家事使用人 (33)
30	Boulton	F. T.	1881	31	1860	サリー	息子	ロンドン	母 (61) 姉 (40) 兄 (44/35) 妹 (20) 男 (8)	本人	ロンドン	姉 (50) 妹 (30)
31	Brett	F. J.	1881	28	1863	ノッティン ガムシャー	間借り人	ロンドン	家主妻 (39) 家主娘 (27) 間借り人 (35) 滞在者 (31/27) 家事使用人 (20)	下宿人	ロンドン	大家 (51) 大家妻 (50) 大家娘 (25/24/21/19/19) 下宿人 (24/27/27)
32	Brittan	H. W.	1881	26	1865	ロンドン	息子	ロンドン	母 (62) 娘 (10)			

33	Carwithen	C.	1881	26	1865	ロンドン												妻 (31) 娘 (3) 滞在者 (23) 家事使用人 (17/18) 専門看護婦 (42)
34	Constant	C. F.	1881	27	1864	ケント	本人	ケント	妻 (30) 息子 (2) 義妹 (22)	本人	ケント	妻 (38) 息子 (12) 家事使用人 (19)						
35	Cornwell	H. F.	1881	27	1864	ロンドン	本人	エセックス	妻 (23) 息子 (1)	本人	ロンドン	妻 (33) 息子 (11/5) 娘 (9)						
36	Dyer	H.	1881	27	1864	グロスター シャー	下宿人	ロンドン	大家 (50) 家事使用人 (30)	滞在者	ロンドン	宿主妻 (25) 下宿人 (48/28) 家事使用人 (25)						
37	Edwards	R.	1881	27	1864	カルマック (イソフ)	本人	ロンドン	妻 (27) 母 (53) 妹 (21) 弟 (19) 妹 (9)	本人	ロンドン	妻 (37) 息子 (9/5)						
38	Entwisle	R. J.	1881	27	1864	ランカシャー				本人	ロンドン	本人のみ						
39	Harding	G. L.	1881	27	1864	ロンドン	本人	ミドルセ クス	妻 (30) 息子 (2/0) 家事使用人 (19)	本人	テサオン	妻 (40) 息子 (12/10)						
40	Hatch	W. H.	1881	29	1862	ヨークシャ ー	本人	エセックス	妻 (28) 息子 (4) 家事使用人 (15)	本人	エセックス	息子 (14) 義母 (62) 家事使用人 (17)						
41	Hodgk	W. G.	1881	29	1862	ケント	本人	ロンドン	妻 (28) 家事使用人 (19)	本人	ロンドン	妻 (35)						
42	Hoyles	E. G.	1881	27	1864	ロンドン	本人	ロンドン	妻 (22) 息子 (0) 間借り人 (46/26)	本人	ロンドン	妻 (32) 息子 (10) 娘 (8)						
43	Jones	T. D.	1881	27	1864	ミドルセ クス	息子	ミドルセ クス	父 (54) 姉 (31) 妹 (25) 女学生 (16/13/12/13/12/14/7/ 2/8/11) 家事使用人 (20)									
44	Kilim	F. W.	1881	30	1861	ミドルセ クス				本人	ロンドン	妻 (37)						

No.	Surname	First Name (Initial Letters)	任官年	年齢 (1891年)	誕生日	出身地	戸主との 関係 (1891年)	居住地 (1891年)	本人を除く 同居人構成 (1891年)	戸主との 関係 (1901年)	居住地 (1901年)	本人を除く 同居人構成 (1901年)
45	Linsdell	J. M.	1881	27	1864	エセツクス			本人を除く同居人構成 (1891年)	本人	エセツクス	妻 (31) 息子 (8) 兄 (28)
46	McDonough	J.	1881	28	1863	ロンポン	下宿人	ロンポン	家主妻 (43) 家主妻 (37) 家主娘 (18/8/5/2) 家主息子 (3) 下宿人 (19/19)	本人	サリー	妻 (36) 息子 (4) 娘 (2) 娘 (44)
47	Middleton	F.	1881	28	1863	ロンポン	本人	エセツクス	妻 (28) 娘 (6/4/1) 息子 (5) 家事使用人 (17)	本人	エセツクス	妻 (38) 娘 (16/14/11/7)
48	Moore	E.	1881	27	1864	ハツキンガ ムンキー アムンキー フ	下宿人	サリー	大家 (66)			
49	O'Sullivan	D. H.	1881	28	1863	アイルランド	本人	エセツクス	妻 (26) 妹 (16)	本人	エセツクス	妻 (36) 妹 (25)
50	Plucknett	T. M.	1881	29	1862	デヴィン	下宿人	ロンポン	大家 (57) 大家息子 (1) 下宿人 (55) 家事使用人 (15)	本人	ミドルセツクス	妻 (35) 家事使用人 (16)
51	Shepard	R. P.	1881	28	1863	ロンポン	息子	ロンポン	母 (53) 弟 (24/21) 家事使用人 (15)	息子	ミドルセツクス	母 (63) 弟 (35/32) 家事使用人 (15)
52	Strickland	R. E.	1881	28	1863	ミドルセツクス	本人	ロンポン	妻 (29) 息子 (3) 娘 (2) 下宿人 (26/22) 家事使用人 (15)	本人	ロンポン	妻 (39) 息子 (13)
53	Taylor	A. H.	1881	27	1864	ハートフネ ードンキー	息子	ハートフネ ードンキー	母 (65) 姉 (33) 兄 (31/30) 息子 (7)	息子	ハートフネ ードンキー	母 (75) 姉 (43) 兄 (40) 兄 (17)
54	Young	W. T. B.	1881	26	1865	グラム				本人	ミドルセツクス	妻 (31) 娘 (1) 家事使用人 (20)
55	Anderson	H.	1882	28	1863	ロンポン	本人	ミドルセツクス	姉 (29) 姉在番 (69)	間借り人	ミドルセツクス	家主 (34) 家主妻 (35) 間借り人: 妹 (34)

56	Beard	E. W.	1882	26	1865	ケント	下宿人	サリー	大家(51) 大家妻(44) 大家娘(21/16) 大家娘(20/14)	本人	サリー	妻(29) 娘(3/2)
57	Benison	W.	1882	27	1864	ヨークシャー	本人	ロンドン	妻(25) 息子(0)	下宿人	カンバーラ ソント	大家(76) 大家娘(40/38) 下宿人(73/43/20)
58	Blazey	J. R.	1882	26	1865	ノーフォーク	本人	エセックス	妻(22)	本人	エセックス	妻(33) 家事使用人(20)
59	Blesley	A. W.	1882	30	1861	ハンツラヤ	本人	ロンドン	妻(29) 息子(8/5) 義母(64) 家事使用人(15)	本人	ロンドン	妻(39) 息子(18/15) 娘(8) 甥(18) 姪(20)
60	Booth	J.	1882	26	1865	ダーレーン ヤム	本人	ロンドン	母(48) 叔母(38)	本人	ロンドン	母(60) 叔母(48)
61	Boyle	C. R.	1882	26	1865	ミドルセッ クス	本人	ミドルセッ クス	妻(29) 娘(0)	本人	ロンドン	妻(39) 娘(10)
62	Buckwell	E. M.	1882	27	1864	サセックス	本人	ロンドン	妻(26) 息子(5) 娘(0) 子守(13)	本人	ロンドン	妻(36) 息子(15) 娘(10/8/5) 異母妹(23) 滞在者(30)
63	Buckwell	G.	1882	28	1863	サリー	息子	サリー	父(55) 母(55) 弟(24/22)	息子	サリー	父(65) 母(65) 弟(32)
64	Campkin	H.	1882	26	1865	ハートフォ ードシャー	息子	サリー	父(59) 母(53) 妹(24/19/17/4) 弟(23) 下宿人(25/14)		エセックス	
65	Elliott	F. W.	1882	28	1863	エセックス	間借り人	ミドルセッ クス	家主(41) 家主妻(38) 家主娘(7/6) 間借り人:妻(27)	本人	エセックス	妻(37) 息子(9) 家事使用人(17)
66	Danns	J. M.	1882						家主(41) 家主妻(38) 家主息子(15/10) 家主娘(12/8) 家主妹(29) 間借り人(18)			
67	Finch	J. N.	1882	28	1863	ウェールズ	間借り人	ロンドン				

No.	Surname	First Name (Initial Letters)	任官年	年齢 (1891年)	誕生年	出身地	戸主との 関係 (1891年)	居住地 (1891年)	本人を除く 同居人構成 (1891年)	戸主との 関係 (1901年)	居住地 (1901年)	本人を除く 同居人構成 (1901年)
68	Ganson	H.	1882	27	1864	スコットラ ンド		ロンドン		下宿人	サリー	大家 (53) 大家息子 (33/32) 大家娘 (25) 下宿人 (30/31)
69	Gatehouse	W. W.	1882	28	1863	ミドルセッ クス	本人	ミドルセッ クス	叔母 (42)	本人	エセックス	本人のみ
70	Gates	F.	1882	28	1863	サセックス	本人	ロンドン	妻 (21)	本人	ロンドン	妻 (30) 娘 (9/7) 養母 (69)
71	Griffiths	L. J.	1882	25	1866	ロンドン				本人	ロンドン	妻 (33) 娘 (9/6) 息子 (2) 家事使用人 (20)
72	Hall	J. C. P.	1882	28	1863	ロンドン	本人	ミドルセッ クス	妻 (23)	本人	ミドルセッ クス	妻 (33) 娘 (9/7) 家事使用人 (21)
73	Heighley	T. W.	1882	28	1863	ヨークシャ ー	下宿人	ロンドン	大家 (42) 大家妻 (32) 大家娘 (9/5/1) 大家息子 (3) 大家義母 (58) 家事使用人 (56) 下宿人 (45) 滞在者 間借り人 (28/22)	本人	サリー	妻 (28) 娘 (3/2) 家事使用人 (20)
74	Hudson	F. R.	1882	26	1865	ロンドン	息子	ロンドン	父 (57) 兄 (28) 姉 (27) 妹 (22)	本人	ロンドン	妻 (25) 息子 (2/0) 家事使用人 (27/19)
75	Jones	A. J.	1882	27	1864	ロンドン	本人	ロンドン	妻 (26) 間借り人 (33)			
76	Kelly	J.	1882									
77	King	A. J.	1882	28	1863	エセックス	間借り人	ロンドン	家主妻 (36) 家主妻 (38) 家主息子 (11) 家主娘 (6) 家主義母 (70)	本人	エセックス	妻 (30) 娘 (6) 息子 (5) 妹 (27)
78	Neales	E. W.	1882	28	1863	ランカシャ ー						



79	Oker	T. E.	1882	25	1866	グラム	間借り人	ロンドン	家主妻 (65) 家主妻 (74) 家主継息子 (38) 家主継息子妻 (40) 家主息子 (17/14/11/7) 家主娘 (5) 家事使用人 (24) 間借り人 (35)	本人	ミドルセツクス	妻 (35) 娘 (8)
80	Plumstead	G. E.	1882	27	1864	ケント	息子	ロンドン	父 (53) 母 (58) 弟 (24/19) 弟 (17/15)	本人	ロンドン	妻 (33) 従妹 (35) 下宿人 (18/16)
81	Pole	W.	1882	28	1863	アリストル						
82	Raynolds	J.	1882	26	1865	ロンドン	息子	ロンドン	父 (68)	息子	ロンドン	父 (75) 母丹段母：父義妹 (57) 父 (59) 母 (62) 弟 (31) 妻 (40) 下宿人 (18)
83	Sayer	H. V.	1882	26	1865	ロンドン	本人	ロンドン	妻 (30) 家事使用人 (18)	息子	ロンドン	妻 (31) 家事使用人 (20)
84	Smith	W. L. A.	1882	27	1864	ジブラルタル	間借り人	ロンドン	家主 (40) 家主妻 (39) 家主娘 (16) 家主息子 (6) 家事使用人 (31)	本人	ミドルセツクス	妻 (31) 家事使用人 (20)
85	Tasker	J. W.	1882	28	1863	ミドルセツクス	本人	ケント	妻 (38) 娘 (7/6/4) 義母 (61) 滞在者 (34)	本人	ケント	妻 (40) 娘 (19/16/14/9/7) 息子 (4)
86	West	G. H.	1882	26	1865	ミドルセツクス	息子	ロンドン	父 (30) 母 (51) 妹 (17/15) 間借り人 (23) 滞在者 (49)	本人	ロンドン	妻 (35)
87	Whippey	T. W.	1882	28	1863	クロスターンヤム	本人	ロンドン	妻 (24)	本人	ロンドン	妻 (34) 娘 (9) 息子 (3)
88	Wyborn	F.	1882	27	1864	ケント	義弟	ロンドン	義兄 (35) 義兄妻 (35) 滞在者 (33/29) 下宿人 (27) 家事使用人 (33)	本人	ケント	妻 (37) 息子 (5/1)

No.	Surname	First Name (Initial Letters)	任官年	年齢 (1891年)	誕生年	出身地	戸主との 関係 (1891年)	居住地 (1891年)	本人を除く 同居人構成 (1891年)	戸主との 関係 (1901年)	居住地 (1901年)	本人を除く 同居人構成 (1901年)
89	Barrie	C. N.	1883	26	1865	ランカシャー	本人	サリー	妻 (27) 息子 (2/1)	本人	サリー	妻 (37) 息子 (12/11/4/0)
90	Bloomfield	F. G.	1883	26	1865	ロンドン	本人	ロンドン	妻 (25)	本人	ロンドン	妻 (35) 息子 (9/3)
91	Bosson	J.	1883	26	1865	ノーサンパ ラント						
92	Chrisp	W. J.	1883	26	1865	ノーサンパ ラント	本人	ミドルセツ クス	妻 (29) 義母 (57)	本人	ミドルセツ クス	妻 (39) 娘 (9) 義妹 (32) 家事使用人 (23)
93	Disher	T. J.	1883	26	1865	ロンドン	本人	ロンドン	妻 (28) 息子 (3/0) 娘 (12) 子守 (53)	本人	ロンドン	妻 (38) 息子 (13/12/8) 娘 (10/0)
94	Geddes	H. V.	1883	27	1864	ロンドン	本人	ミドルセツ クス	妻 (27)	本人	ミドルセツ クス	妻 (37) 娘 (5)
95	Goodman	J. E.	1883	24	1867	ケント	本人	ロンドン	妻 (26) 娘 (1)	本人	ミドルセツ クス	妻 (36) 娘 (11/8/4) 家事使用人 (16)
96	Hodge	S. W.	1883	28	1863	ケント	本人	ロンドン	妻 (28) 娘 (2) 滞在者 (21)	本人	ロンドン	妻 (38) 娘 (12/5) 息子 (9)
97	Huard	G. J.	1883	27	1864	ロンドン	息子	ロンドン	母 (48) 妹 (20/18/13/10/7) 弟 (15/4)	本人	ロンドン	本人のみ
98	Hutchings	W.	1883	26	1865	デヴォン	本人	ミドルセツ クス	妻 (25)	本人	ミドルセツ クス	妻 (35) 娘 (9/5)
99	Jacobs	W. W.	1883	27	1864	ロンドン	息子	ロンドン	父 (56) 母 (57) 妹 (19/17/2) 弟 (16/13) 家事使用人 (23/16)	本人	エセツクス	妻 (20) 娘 (0) 妹 (27) 義妹 (16) 家事使用人 (22/20)
100	James	C.	1883	26	1865	デヴォン	本人	ミドルセツ クス	妻 (25) 妹 (18)	本人	ミドルセツ クス	妻 (35) 息子 (6) 家事使用人 (18)

101	Joy	H.	1883	25	1866	ランカシヤ _	間借り人	エセツクス	家主 (61) 家主娘 (38/32) 家主息子 (23)			
102	Kelly	W. M.	1883	26	1865	ロンドン	息子	ロンドン	父 (52) 母 (51) 妹 (24/17/14) 家事使用人 (16)	息子	ロンドン	父 (62) 妹 (34/24) 家政婦 (27)
103	Leak	D. A.	1883	26	1865	ランカシヤ _	本人	サリー	妻 (25) 息子 (1)	本人	サリー	妻 (38) 息子 (11/4) 娘 (7) 家事使用人 (16)
104	Leggett	B.	1883	27	1864	サフォーク	本人	ロンドン	妻 (28) 息子 (6/4)	本人	ハートフォ ードシャー	妻 (38) 息子 (16/14/7) 娘 (9/2/0)
105	Loney	A. W.	1883	28	1863	デヴォン	息子	サリー	父 (34) 母 (33) 妹 (22/18) 弟 (14)	息子	サリー	父 (65) 母 (62) 妹 (32/28) 弟 (24) 家事使用人 (19)
106	Main	V. R. C.	1883	26	1865	ハンフシャ _	本人	ロンドン	妻 (25) 娘 (1)	本人	ロンドン	妻 (35) 娘 (11/7) 家事使用人 (14)
107	Mayes	H. G.	1883	26	1865	ミドルセッ クス	息子	サリー	父 (65) 母 (57) 従姉 (43) 姉在者 (23)			
108	Mitchell	S. P.	1883	24	1867	ロンドン	息子	ロンドン	父 (54) 兄 (31/30) 姉 (25) 弟 (22) 父義妹 (44)	本人	ロンドン	妻 (32) 息子 (6/4) 弟 (32) 家政婦 (39) 家事使用人 (28)
109	Murphy	N. P.	1883	25	1866	ロンドン	息子	ロンドン	父 (60) 母 (36) 兄 (27) 弟 (20) 妹 (18)	息子	ロンドン	父 (70) 母 (63) 弟 (30) 妹 (27) 家事使用人 (14)
110	Neave	A.	1883	26	1865	ケン ト	息子	ロンドン	父 (71) 母 (69)	本人	サリー	妻 (30) 娘 (5) 家事使用人 (20)
111	Pentreath	H.	1883	25	1866	ミドルセッ クス						

No.	Surname	First Name (Initial Letters)	任官年	年齢 (1891年)	誕生年	出身地	戸主との 関係 (1891年)	居住地 (1891年)	本人を除く 同居人構成 (1891年)	戸主との 関係 (1901年)	居住地 (1901年)	本人を除く 同居人構成 (1901年)
112	Petit	J. R.	1883	26	1865	ミドルセツ クス	息子	ミドルセツ クス	父 (62) 母 (63) 姉 (30) 兄 (28) 弟 (23/21)	本人	サリー	妻 (29) 娘 (4) 息子 (3) 家事手伝い (26)
113	Rees	W.	1883	28	1863	ミドルセツ クス	弟	ロンポン	兄 (39) 母 (67) 姉 (30) 妹 (25) 甥 (7) 下宿人 (33/32) 滞在者 (19)	本人	ロンポン	母 (75) 妹 (40) 義兄 (36) 義兄：姉夫 (42) 甥 (19)
114	Robinson	F. W.	1883	26	1865	ヨークシャー ー	間借り人	ロンポン	家主 (49) 家主妻 (43) 家主継娘 (17) 間借り人 (24) 家事使用人 (18)	下宿人	ロンポン	大家 (62) 大家妻 (42) 家事使用人 (54)
115	Saunders	A. E.	1883	26	1865	サリー				潜在者	ミドルセツ クス	宿主 (27) 宿主娘 (6) 宿主息子 (2) 滞在者：妻 (33) 家事使用人 (32/21/19)
116	Shand	W. L.	1883	27	1864	スコットラ ント				本人	ケント	妻 (38) 娘 (6) 家事使用人 (23)
117	Sheaman	F. H.	1883	26	1865	シエラレオ ネ (アフリカ)	本人	ロンポン	妻 (25) 娘 (1/0) 家事使用人 (13)	本人	ロンポン	妻 (35) 娘 (11/10/7/2) 息子 (5/1)
118	Shoemack	E.	1883	26	1865	ハンゾルヤ ー	息子	ミドルセツ クス	父 (32) 母 (54) 兄 (28) 弟 (24/22/11) 妹 (17)	本人	ミドルセツ クス	妻 (32) 娘 (3/2) 家事使用人 (23)
119	Simpson	A. T.	1883	25	1866	ニュージー ランド	本人	サリー	妻 (24) 妹 (11) 父 (55)	本人	ロンポン	妻 (33) 息子 (2)
120	Smith	J. W.	1883	25	1866	ケラム	下宿人	ロンポン	大家 (51) 大家娘 (23/7)			

121	Sperring	H. A.	1883	26	1865	サマセット	下宿人	ロンドン	大家 (49) 大家妻 (49) 大家娘 (10/14) 下宿人 (23)	本人	サリー	妹 (33) 下宿人 (25) 家事使用人 (16)
122	Stigger	E. W.	1883	26	1865	ミドルセツクス	息子	ロンドン	父 (59) 母 (66) 姉 (32) 兄 (28) 弟 (24)	息子	ロンドン	父 (70) 母 (70) 姉 (40) 兄 (38) 弟 (34)
123	Sykes	F.	1883	27	1864	ミドルセツクス	本人	ロンドン	妻 (34) 息子 (1)	本人	ハートフキートン	妻 (44) 息子 (11/7/3) 家事使用人 (19)
124	Thorne	J. C.	1883	26	1865	デヴォン	本人	ロンドン	妻 (25) 息子 (2) 母 (72) 潜在者 (11)	本人	ロンドン	妻 (35) 息子 (12)
125	Whipsey	A. W.	1883	26	1865	グロスターシャー		ロンドン		本人	ロンドン	妻 (36) 息子 (7) 家事使用人 (19)
126	White	G. J.	1883	26	1865	ロンドン	本人	ロンドン	妻 (26) 娘 (0)	本人	ロンドン	妻 (37) 娘 (10) 息子 (6/4/2) 下宿人 (64)
127	Williams	A.	1883	27	1864	ロンドン	息子	ロンドン	父 (58) 弟 (24) 妹 (25) 家事使用人 (17)			
128	Williams	F. A. E.	1883	26	1865	ロンドン	本人	ミドルセツクス	妻 (26) 娘 (3/1) 家事使用人 (12)	本人	ロンドン	妻 (36) 息子 (13/11/9/5)
129	Bailey	A.	1884									
130	Deacon	T.	1884	26	1865	デヴォン	息子	ハートフキートン	父 (61) 姉 (34) 下宿人 (23)	潜在者	ロンドン	ホテルに滞在
131	Dodgson	W. J. P.	1884	26	1865	ランカシャー		ロンドン		本人	ミドルセツクス	妻 (31) 息子 (1) 家事使用人 (20)
132	Evans	C. J.	1884	24	1867	ウェールズ	間借り人	ロンドン	家主 (43) 家主妻 (41) 家主娘 (16/6)			

No.	Surname	First Name (Initial Letters)	任官年 (1891年)	年齢 (1891年)	誕生年	出身地	戸主との 関係 (1891年)	居住地 (1891年)	本人を除く 同居人構成 (1891年)	戸主との 関係 (1901年)	居住地 (1901年)	本人を除く 同居人構成 (1901年)
133	Foster	C. H.	1884	25	1866	ロンドン	本人	ロンドン	妻 (20)	本人	ミドルセツクス	妻 (30) 養妹 (27)
134	Freeman	D.	1884	26	1865	ノーフォーク	間借り人	ロンドン	家主 (37) 家主娘 (14/12/2) 同居人 (27) 間借り人 (23)	下宿人	サリー	大家 (61) 大家娘 (20) 下宿人 (22/85) 預かり子 (3) 家事使用人 (63)
135	Harwood	T. N.	1884	27	1864	ハッキンガムシャー	息子	ミドルセツクス	父 (59) 母 (56) 妹 (13)	息子	ミドルセツクス	母 (66) 弟 (62) 母方叔母 (65)
136	Smithson	R. P.	1884	25	1866	ヨークシャー	下宿人	ロンドン	大家 (49) 大家妻 (49) 大家娘 (10/14) 下宿人 (26)	下宿人	ロンドン	大家 (36) 大家娘 (11/10) 大家息子 (5) 下宿人 (28)
137	Sterling	E. W.	1884	24	1867	ロンドン	息子	ロンドン	父 (47) 母 (46) 母弟 (21/12/9/4/2) 家事使用人 (16)	本人	ロンドン	妻 (34) 息子 (3)
138	Tinock	W. A.	1884	27	1864	ケント				息子	ロンドン	父 (62) 母 (62) 母妹 (36/20/19) 弟 (13)
139	Warren	W. J. Y.	1884	24	1867	サリー	息子	ロンドン	父 (54) 兄 (36) 妹 (23) 家事使用人 (17)			
140	Witt	W. C.	1884	24	1867	ロンドン	息子	ロンドン	母 (69) 母弟 (41)	本人	エセックス	妻 (29) 息子 (5) 姪 (22)
141	Bell	W. De V.	1885	25	1866	デヴォン	本人	ロンドン	母 (49) 姉 (26) 妹 (23/19/17/15) 弟 (21/11)			
142	Blake	T. W.	1885	24	1867	ロンドン	本人	ミドルセツクス	妻 (24) 息子 (0) 弟 (21)	本人	サリー	妻 (34) 息子 (10/8)

143	Braun	A. H. G.	1885	23	1868	サリー	息子	ロンドン	父 (55) 母 (51) 妹 (21) 弟 (19/17/15) 下宿人 (45) 家事使用人 (21)					
144	Brown	J.	1885	24	1867	カンパニラ ソフ	間借り人	ロンドン	家主 (49) 家主妻 (43) 家主継娘 (17) 間借り人 (26) 家事使用人 (18)	本人	ロンドン	妻 (26) 息子 (3) 家事使用人 (21)		
145	Chessell	W. F.	1885	25	1866	テラオン	下宿人	ロンドン	大家 (40) 大家息子 (19) 大家母 (73) 下宿人 (23/23/37) 大家兄 (43) 大家 (34) 大家妻 (27) 大家娘 (7/1) 大家息子 (5) 家事使用人 (20) 下宿人 (24/19/26/16/27)	息子	ロンドン	母 (69) 妹 (33/31) 家事使用人 (18)		
146	Collins	H. J.	1885	25	1866	サマセット	下宿人	ロンドン		本人	サリー	妻 (33)		
147	Collins	J.	1885											
148	Court	A. R.	1885	23	1868	ケント	本人	ロンドン	妻 (22) 義母 (32)	本人	ロンドン	娘 (9) 息子 (2) 家事使用人 (18)		
149	Barland	A.	1885	24	1867	ケント	息子	ロンドン	父 (70) 母 (61) 弟 (20) 家事使用人 (24)	本人	ロンドン	妻 (33) 息子 (7) 娘 (2)		
150	Edwards	A. C.	1885	23	1868	ロンドン	息子	ミドルセツ クス	父 (51) 母 (53) 兄 (25) 従姉 (45) 家事使用人 (16)	本人	ミドルセツ クス	妻 (28) 息子 (4) 家事使用人 (20)		
151	Exley	A. R.	1885	24	1867	ヨークシャー	義弟	エセックス	義兄妻：姉 (31) 義兄 (2) 義兄弟 (26/16) 従姉妹 (24/21/19)	弟	ロンドン	姉 (40) 家事使用人 (61/44)		
152	Geeson	J. F.	1885	24	1867	ロンドン	男	ロンドン	伯父 (59) 従兄弟 (26/16) 従姉妹 (24/21/19)	本人	ロンドン	妻 (31) 息子 (5) 娘 (0)		

No.	Surname	First Name (Initial Letters)	任官年	年齢 (1891年)	誕生年	出身地	戸主との 関係 (1891年)	居住地 (1891年)	本人を除く 同居人構成 (1891年)	戸主との 関係 (1901年)	居住地 (1901年)	本人を除く 同居人構成 (1901年)
153	Giddins	U.	1885	23	1868	ケント	息子	ロンドフン	母 (42) 兄 (25) 妹 (19) 従妹 (17) 家事使用人 (21)	下宿人	ミドルセツ クス	大家妻 (50) 大家妻 (42) 大家娘 (19/18/13/10/0) 家事使用人 (35)
154	Giddins	W. J.	1885	25	1865	ミドルセツ クス	息子	ロンドフン	父 (54) 母 (52) 妹 (19/16) 弟 (13)	本人	ミドルセツ クス	妻 (24)
155	Goshawk	G. E.	1885	23	1868	ミドルセツ クス	息子	ミドルセツ クス	母 (52) 兄 (25) 妹 (21/19) 母方叔母 (43)	本人	ミドルセツ クス	妻娘 (26) 妻娘 (5) 息子 (4)
156	Hardcastle	H. W.	1885	23	1868	エセツクス	下宿人	ロンドフン	大家 (38) 大家息子 (19/8) 大家娘 (17/14) 大家姪 (13)	本人	ミドルセツ クス	妻 (23) 妻娘 (0) 家事使用人 (18/23)
157	Henderson	J.	1885	25	1866	スコットラ ンド	息子	エセツクス	父 (55) 家事使用人 (60)	息子	エセツクス	父 (65) 母 (65)
158	Hicks	J. S.	1885	25	1866	コーンウォ ール	本人	エセツクス	妻 (27) 妻娘 (1) 滞在者 (23) 家事使用人 (17)	本人	エセツクス	妻 (37) 妻娘 (7) 息子 (5) 家事使用人 (27)
159	Jones	E. M.	1885	24	1867	ウェールズ	下宿人	ロンドフン	大家妻 (51) 大家妻 (48) 大家娘 (18/15) 大家息子 (7) 滞在者 (2)			
160	Jones	R. R.	1885	23	1868			ロンドフン	家主 (31) 家主妻 (27) 家主息子 (4) 家主娘 (2) 間借り人 (28)	本人	ミドルセツ クス	妻 (29) 息子 (0)
161	Kimp	B. W.	1885	23	1868	オックスフ ォードシャ ー	間借り人	ミドルセツ クス		本人	ミドルセツ クス	



162	Little	A. E.	1885	23	1888	カナダ	下宿人	ロンドン	大家 (55) 大家妻 (54) 大家息子 (21) 大家娘 (19/14) 下宿人 (27) 家事使用人 (21)	本人	ロンドン	妻 (25) 娘 (7/2) 家事使用人 (42)
163	Martyn	K. O.	1885	24	1867	ロンドン		ロンドン		本人	ミドルセックス	妻 (34) 息子 (4) 娘 (1) 滞在者 (71) 家事使用人 (15)
164	Maynard	W. C.	1885	24	1867	リンドン		ロンドン		本人	ロンドン	妻 (31) 息子 (2)
165	McClure	B.	1885	25	1866	ランカシャー	息子	エセックス				
166	Mears	J. H.	1885	25	1866	ウスターシャー	下宿人	ハートフナー ードンシャー	大家 (39) 大家妻 (51) 大家娘 (22/21/16/13/9/6) 大家息子 (19)	下宿人	ハートフナー ードンシャー	大家 (69) 大家妻 (60) 大家娘 (32/31/26/19/16) 大家息子 (29) 下宿人：弟 (19) 家事使用人 (19)
167	Stead	W. E.	1885	24	1867	サセックス	下宿人	ロンドン	大家 (34) 大家妻 (27) 大家娘 (7/1) 大家息子 (5) 家事使用人 (20) 下宿人 (25/19/26/16/27)	本人	ロンドン	妻 (25) 娘 (0) 義母 (50)
168	Stevens	C. W.	1885	23	1868	ケント		ロンドン		本人	ロンドン	妻 (33) 娘 (7) 家事使用人 (26)
169	Taylor	A. E.	1885	24	1867	チェンシャー		ロンドン		本人	ロンドン	妻 (39) 娘 (2/0) 家事使用人 (19)
170	Tipping	H. J.	1885	23	1868	アイルランド	息子	ロンドン	父 (51) 母 (43) 妹 (15/13/9/3) 弟 (11/0) 家事使用人 (33)			



180	Coningsby	A.	1886	22	1869	ロンドン	息子	ロンドン	父 (35) 母 (37) 妹 (20) 弟 (18) 家事使用人 (26)	本人	ミドルセツクス	妻 (34) 娘 (6) 息子 (2) 義母 (75) 義姉 (36) 家事使用人 (19)
181	Dodd	W.	1886	23	1868	ダラム	甥	ロンドン	叔父 (35) 叔父妻：叔母 (36) 従妹 (12) 従弟 (10) 家事使用人 (17)	本人	ロンドン	妻 (33) 息子 (5) 娘 (4/4)
182	Donohue	J. W.	1886	22	1869	セント				本人	ロンドン	妻 (30) 息子 (8)
183	Dunn	H. T.	1886	23	1868	ウォリックシャー				本人	ミドルセツクス	妻 (35) 娘 (6/4)
184	Edwards	S. J.	1886	23	1868	サセックス				本人	サリー	妻 (27) 息子 (2/1/0) 義母 (57) 子-守 (27)
185	Farrow	S. J.	1886	23	1868	ロンドン	本人	ロンドン	妻 (22)	本人	ロンドン	妻 (31) 娘 (10) 家事使用人 (14)
186	Garnham	C. W.	1886	25	1866	ロンドン	息子	ミドルセツクス	父 (53) 母 (50) 弟 (18/16) 妹 (5)	本人	ミドルセツクス	妻 (34) 息子 (6/4)
187	George	J. A.	1886	23	1868	ロンドン	本人	ロンドン	妻 (22)	本人	エセックス	妻 (32) 息子 (5/1) 娘 (0) 姪 (17)
188	Glover	W.	1886	24	1867	ロンドン	本人	ロンドン	妻 (25) 息子 (0)	本人	ミドルセツクス	妻 (34) 娘 (9/2) 息子 (3)
189	Gregory	E. A.	1886	24	1867	ロンドン	息子	ロンドン	父 (60) 母 (61) 姉 (30) 兄 (26)	本人	サリー	姉 (40) 姉 (39) 家事使用人 (22)
190	Grigg	F.	1886	23	1868	ロンドン	息子	ロンドン	母 (56) 母方叔父 (49) 従弟 (12) 間借り人 (22)	本人	ロンドン	妻 (34) 息子 (4/1) 家事使用人 (19)

No.	Surname	First Name (Initial Letters)	任官年	年齢 (1891年)	誕生年	出身地	戸主との 関係 (1891年)	居住地 (1891年)	本人を除く 同居人構成 (1891年)	戸主との 関係 (1901年)	居住地 (1901年)	本人を除く 同居人構成 (1901年)
191	Jones	W.	1886	23	1868	ランカシャー	本人	ロンドン	本人のみ	本人	サリー	妻 (31) 娘 (8) 家事使用人 (15)
192	Lathwaite	J. G.	1886	23	1868	チェンバー	間借り人	ロンドン	家主 (53) 家主妻 (44) 家主息子 (23/14/13/13) 家主娘 (20/12/2/7) 家主養父 (81) 間借り人 (19/20) 滞在者 (17)			
193	Le Richeux	L. F.	1886	23	1868	ロンドン	息子	ミドルセツクス	父 (55) 母 (55) 兄 (26)	本人	ミドルセツクス	妻 (30) 養妹 (19)
194	Lloyd	E. T.	1886	23	1868	ロンドン	息子	ロンドン	父 (58) 母 (58) 姉 (31) 兄 (28/24) 弟 (19/17/15/11/9)	息子	ロンドン	父 (68) 母 (68) 姉 (41) 弟 (29/25/21/19)
195	Martin	J. G.	1886	22	1869	ハンフンヤ	下宿人	ロンドン	大家 (65) 大家妻 (59) 大家娘 (24) 下宿人 (27/25)	本人	ロンドン	妻 (30) 娘 (5)
196	Moore	W. R.	1886	23	1868	ケント	息子	ロンドン	父 (48) 母 (48) 妹 (19/16/9) 家事使用人 (18)	本人	エセックス	妻 (27) 息子 (5) 娘 (1) 滞在者 (56)
197	Nonkes	H. P.	1886	24	1867	ミドルセツクス	息子	ロンドン	母 (49) 弟 (22/18) 下宿人 (22) 家事使用人 (59)			
198	Parker	W. A.	1886	23	1868	ハンフンヤ	下宿人	ミドルセツクス	大家 (65) 大家妻 (60) 大家息子 (22)			
199	Parsons	F. T.	1886	22	1869	サセセツト	下宿人	ミドルセツクス	大家 (63) 大家妻 (64) 大家息子 (29/27/24) 家事使用人 (17)	本人	ミドルセツクス	妻 (22) 息子 (0)

200	Pavitt	A.	1886	25	1886	ロンドン	息子	ロンドン	父 (73) 母 (61) 兄 (30) 弟 (23)	本人	ロンドン	妻 (33) 義兄 (37)
201	Rogers	E. E.	1886	24	1887	サマセット	本人	ロンドン	妻 (26)			
202	Scott	W. T.	1886	23	1888	サリー	下宿人	ロンドン	大家妻 (52) 大家娘 (48) 大家娘 (17/13) 下宿人 (21/28)	本人	ロンドン	妻 (33) 娘 (6)
203	Smith	E.	1886	22	1889	ミドルセッ クス	息子	ミドルセッ クス	父 (51) 母 (56) 兄 (24) 従弟 (21)	本人	ロンドン	妻 (36) 娘 (7)
204	Smith	J. T.	1886	25	1886	サマース	甥	エセツクス	伯父 (38) 伯母 (64) 従兄 (28/26) 家事使用人 (17)	本人	エセツクス	妻 (33) 娘 (3/1)
205	Tucker	W. J.	1886	24	1887	ロンドン	息子	ロンドン	父 (52) 母 (52) 弟 (19) 滞在者 (46)	本人	ロンドン	妻 (32)
206	Wadsworth	A.	1886	24	1887	ミドルセッ クス	甥	ロンドン	伯父 (79) 従兄 (54) 従姉 (45) 家事使用人 (34)	甥	ロンドン	叔父 (65) 父方妹：叔母 (63) 姉 (35) 家事使用人 (44) 面借り人 (24/48/33)
207	Waterhouse	V.	1886	22	1889	ランカシャ ー	息子	ロンドン	父 (48) 母 (51) 兄 (23) 弟 (18/16/12/8/4) 妹 (20/2)	本人	ミドルセッ クス	妻 (32) 娘 (8/3/1) 息子 (6)
208	Wilkinson	A. B.	1886	23	1888	エセツクス	息子	ロンドン	父 (54) 母 (53) 下宿人 (16) 家事使用人 (25)	息子	ロンドン	父 (64) 母 (64) 伯父 (66) 家事使用人 (24)
209	Bond	A. E.	1887	22	1889	ロンドン	下宿人	ロンドン	大家妻 (55) 大家娘 (24) 大家娘 (10) 下宿人 (7/1/26)	本人	ロンドン	妻 (34) 息子 (2/2) 義母 (65) 義従妹 (20) 滞在者 (7)
210	Bowden	R. W.	1887									

No.	Surname	First Name (Initial Letters)	任官年	年齢 (1891年)	誕生年	出身地	戸主との 関係 (1891年)	居住地 (1891年)	本人を除く 同居人構成 (1891年)	戸主との 関係 (1901年)	居住地 (1901年)	本人を除く 同居人構成 (1901年)
211	Edmonds	E. S.	1887	22	1869	ロンドン	息子	ミドルセッ クス	母 (32) 兄 (25) 母方叔母 (51) 家事使用人 (16)	本人	ミドルセッ クス	妻 (29) 娘 (3,32) 家事使用人 (20,21)
212	Fowler	C. W. M.	1887	22	1869	ロンドン	息子	ロンドン	父 (33) 母 (40) 妹 (19) 従妹 (18) 叔母 (25)	息子	ロンドン	父 (60) 母 (52) 妻 (25) 母方伯父 (63) 妹 (29) 娘 (1) 家事使用人 (20)
213	Garbutt	J. E.	1887	23	1868	ヨークシャー				下宿人	ハートフォ ードシャー	大家 (48) 大家妻 (46) 家事使用人 (23) 下宿人 (32)
214	Gardner	F. J.	1887	21	1870	ロンドン	下宿人	ロンドン	大家 (42) 大家妻 (37) 大家娘 (17)	本人	ロンドン	妻 (27) 息子 (3) 潜在者：弟 (20) 家事使用人 (14)
215	Horns	F. J.	1887	23	1868	ウォリアック シャー						
216	Hirst	F. K.	1887	23	1868	ヨークシャー						
217	Howard	A. U.	1887	25	1866	スカーフホ ードシャー	息子	ロンドン	父 (49) 母 (46) 姉 (27) 弟 (22,17) 妹 (18)	息子	ロンドン	父 (59) 母 (56) 姉 (37) 弟 (31,27)
218	Humphreys	J. H.	1887	21	1870	ケント	息子	ロンドン	父 (51) 母 (49) 姉 (28) 妹 (17) 弟 (13,11,8,5)	本人	ロンドン	妻 (31) 息子 (3)
219	Owen	W. W.	1887	21	1870	ワルタ島	息子	ロンドン	父 (52) 母 (52) 弟 (17) 家事使用人 (18)	本人	サリー	妻 (31) 家事使用人 (18)

220	Perry	W. H. J.	1887	21	1870	ウスターン ヤー					下宿人	ミドルセツ クス	大家 (57) 大家姫 (32) 下宿人 (33)
221	Reynolds	M. W.	1887	28	1883	オックスフ ードンヤ ー	本人	ロンドン	妻 (27) 娘 (2) 息子 (0)		本人	ロンドン	妻 (37) 娘 (12) 息子 (10/7) 下宿人 (35)
222	Ruse	S. J.	1887	22	1869	チャンネル 諸島	息子	ロンドン	父 (74) 母 (64) 姉 (32/30) 弟 (18) 下宿人 (45/21/18) 家事使用人 (17)		本人	ロンドン	姉 (43/42)
223	Russell	W. C.	1887	21	1870	ロンドン	息子	ロンドン	父 (46) 母 (46) 弟 (19/16/14/9/4) 妹 (12/7/1)		息子	ロンドン	父 (56) 母 (56) 弟 (24/19/14) 妹 (21/17/11)
224	Saunders	H. H.	1887										
225	Shannon	W. F.	1887	22	1869	ケント	息子	ロンドン	母 (48) 弟 (15/10)		滞在者	ロンドン	義父 (69) 義姉 (42) 義兄 (33) 弟 (12) 家事使用人 (28/19) 滞在者：妻 (40)
226	Tutton	T. E.	1887	21	1870	ロンドン					本人	ロンドン	妻 (24)

出典：Post 30/599, File No. 13 (Jan. 5, 1891 - Jan. 14, 1891) Memorial by officers suspended (File 47), List of Officers of the General Post Offices (1891) & Census 1881, 1891, 1901, 1911, 1939 より作成。